

## 「とちぎ元気フォーラム in 那須塩原」の結果概要

開かれた県政の推進と県民の皆様の声を県政に反映させるため、「とちぎ元気フォーラム in 那須塩原」を開催いたしました。

参加された皆さんからのご意見とそれに対する県の取組状況や考え方等を紹介いたします。

[1] 日 時 平成19年9月9日(日曜日)午後1時30分から午後4時10分

[2] 場 所 那須塩原市 いきいきふれあいセンター

[3] 参加者 県民の皆様 111名(公募)

県側出席者 知事、県民生活部長、県土整備部長

[4] 参加者からのご意見及び知事の説明

## 1 項 目

### 【環境・廃棄物対策】

- (1)環境・廃棄物対策について
- (2)産業廃棄物処理施設について1
- (3)産業廃棄物処理施設について2
- (4)産業廃棄物処理施設について3
- (5)産業廃棄物処理施設について4
- (6)産業廃棄物処理施設について5
- (7)産業廃棄物処理施設について6

### 【少子化・子育て・男女共同参画】

- (8)子育て支援の環境づくりについて

### 【高齢・医療・福祉対策】

- (9)高齢・医療・福祉対策について

### 【産業の振興・雇用】

- (10)とちぎの元気な森づくり県民税等について

### 【道路・河川・公園等の整備】

- (11)道路・河川・公園等の整備について
- (12)橋梁の安全点検について
- (13)黒磯地区の道路整備について
- (14)国道400号バイパスの進捗状況について
- (15)県北地域の運動公園整備及び少子化対策等について

**【教育の充実】**

(16)教育の充実について

**【文化・スポーツ】**

(17)大山墓所の保全について

**【その他】**

(18)知事による栃木県のPRについて

## 2 意見及び知事の説明等

### 【環境・廃棄物対策】

#### (1)環境・廃棄物対策について

1. 市内で3地域で産業廃棄物処理施設設置反対の住民運動を展開している。那須塩原市内には、既に180を超える施設が存在し住民は環境被害を恐れている。被害が起これば営農や生活への影響は大きい。将来の土地利用にも悪影響をもたらしかねない。住民は、市内における産廃施設の設置は容認の限界を超えていると感じている。新規設置には市長も反対の意思を表明している。産廃施設の設置許可は、法の定めに従い行われるが、数が積み重なった場合、環境問題はもとより将来の土地利用も考慮した大所高所からの判断も必要と思う。

(那須塩原市 60歳代 男性)

2. ゴミ問題は、一業者に任せていては解決しない。土地の安い所等に集中する。市内では少し森に入ると産廃の穴だらけの状況である。ゴミを積んだトラックが通るのを毎日見ていると生活の不安を覚える。国や県単位の話し合いで一極集中しないようにしてほしい。(那須塩原市 40歳代 男性)

3. これ以上の産廃処理施設の建設には絶対反対である。県の考えを聞きたい。

(那須塩原市 70歳以上 男性)

4. 産廃処分場の集中は、目に余るものがある。建設を容認してきた行政対応は、不適切であったと言わざるを得ない。浸透計数がきわめて高い那須野ヶ原扇状地の扇頂部への廃棄物処分場は、地下水汚染等の環境汚染を引き起こすことは必至で、全国的にこのような条件下での許可事例は見あたらない。千葉県では、「立地の不的確性」「有害物質が漏れた場合、生命や身体に重大な影響を及ぼすことは明らか」として、住民側の訴えが認められる判決が報道された。当地も同様に、上流で涵養された地下水が飲料水や農業用水として広く利用されている。県は、県民の人身と安全の保障を確実に履行する立場で厳格な審査を行うとともに、豊かな那須野ヶ原の水資源地が未来永遠に汚染されないよう最善の注意をもって保全する責務があると思うので、早急に産廃条例、水源地保全条例を制定することを望む。

(那須塩原市 70歳以上 男性)

5. 戸田地区には市内の産廃処理場の1/4が乱立している。さらに大型中間処理施設の計画もある。知事は現場の状況を把握して許可をしているのか。既に処分が終了し埋立てられた処分場跡地には、雑草も生えないし悪臭がする。安定5品目の処分場なので、許可責任者として調査を実施して欲しい。年1～2回実施している産廃トラックの荷物検査を強化し、1日に通行するトラックの量も規制して欲しい。

(那須塩原市 50歳代 男性)

6. 住民の安心、安全を守ることこそ行政の最大の任務でないか。危機意識についての県と住民の認識が根本的にずれている。那須地域のリゾート地としての評価について県が余りにも無知である。

(那須塩原市 70歳以上 男性)

(知事)

産業廃棄物処理施設の集中については、立地規制をかけろという意見が多数あります。いままでも5万人余の陳情書をお受けした際にも同様の主旨のものをいただいています。立地規制につきましては、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」により、既存の処分場から1km以内への最終処分場の設置を制限しています。これは、全国でも栃木県と千葉県だけの規制であり、厳しいものと思っています。

国の法令を超える基準を設けて総量規制や一定地域への立地を一切認めないとするのは、法令との関係や、産業廃棄物が広域的に移動・処理されている現状を考えた場合、非常に難しい課題を含んでいるととらえています。しかし、県としては、産業廃棄物処理施設の集中は、那須塩原市にとって大変重大な問題であると受け止めていますので、市の土地利用やまちづくりの計画を踏まえて、市と連携しながら対応していきたいと考えています。

また、安定型最終処分場が過度に集中する地域に対して新たな安定型最終処分場の立地規制基準を設けることなどの法律改正を、県としても、知事会としても、環境省に要望しているところです。

いま、地方分権の話題で活発化しているのが、「条例の上書き権」つまり、国の法律以上の条例を県独自でできるというもので、そういうものを認めるよう求めています。いまは、法律を超

えるものはありませんので、それをやる場合は最終的に裁判で決着をつけるようになります。負ければ行政は損害賠償を払わなければならないわけです。上書き権が早く認められ、皆さんのおっしゃる規制ができるようになる地方自治を手に入れたいと思います。

産業廃棄物の処理施設が過度に集中しないことのほか、景観を保持していくことも大切だと思っています。せっかく那須のリゾートに住んだと思ったら目の前に3階建てのアパートができるといったことがないように景観の保持も条例でできないか考えています。そうすると31市町同じ法律で縛るわけにはいきませんから、那須塩原市と県で連携してやっていく、その上で景観の保持や産廃処理施設の過度の集中を防ぐことができないか検討しています。

また、国にも、法律そのものを直すよう要望しているところです。

## (2)産業廃棄物処理施設について1

知事の「法律以上のことはできない。」という言葉は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことだと思うが、その上位に憲法がある。憲法では、人格権なり、環境権ということで、廃掃法に問題あったとしても、憲法の人権、環境権で、このところ宮城県も含めて連続で、産廃運動で住民が勝訴している。

市内の産廃処理施設は、既存で120、計画も含めると180ある。土壌の構造上、ザルのようなところに産廃を埋めて、地下水がどんどん下に浸透し、湧水が大田原・湯津上地区の方に流れるのがわかっているのに、それを法律以上で守れないなら、なぜ憲法の人権、環境権で住民を守ろうとしないのか、それが理解できない。

(知事)

御指摘のように最近では裁判所の判断で、住民の皆さんの意向に沿った判決がなされるようになってきたという認識はしています。それらの判決と県の産廃行政をどのように結びつけてやっていくべきなのか考えています。それは、まだ確立された、明文化されたものがないわけですので、人格権、環境権というものに対して、それに優先して産廃は一定基準、数量になった場合には許可できないという明確なものがあれば、それに基づいて対応していきたいと思いますが、いま我々は「環境保全協定」を地元と締結することを業者に指導して、地元の皆さんがだめだとなれば許可はしないという方針でいますので、一番早い方法としては、地元の皆さんが保全協定をこの業者とは結べないという方向で意思を明確にしてもらいたいと思います。

人格権、環境権について行政がどのように対応していくかというのは、きわめて重要な課題だと思っていますので、産廃行政の中で県としてどうあるべきか考えていきたいと思っています。

できれば、土地を売る際は、売り先をよく考えていただきたいと思います。売る人がいて、買う人がいて、手続きをする人がいて、残念なことに那須塩原市に産廃処理施設が集中しています。むやみやたらに施設ができないように法律を駆使して対処していきますが、いまの状態、法律には限界があります。



### (3)産業廃棄物処理施設について2

産廃問題は、いま許可を止めないと10年、20年、100年と続くので、いまこの問題を解決しないと前に進めない気持ちでいる。上乘せ基準、県の指導要綱、土地を売らないで欲しいといった話があったが、赤田の場合、売買途中で農業委員会が関わり99%グレーと思われたにもかかわらず許可があったことで売買が生じた。売らないでという他に、法手続で売買を阻止することもできたのではないかと思う。

国土法では5,000平方メートル以上の土地取引は届出義務がある。まだ届出を県に出していた時代に、赤田の売買は生じたが届出は出されていないのではないか。そのことについて、処分はされたのか。

青木地区や戸田地区は、県の指導要綱による環境保全協定の指導がなされているが、赤田地区は都市計画法上の工業専用地域であり環境保全協定の300メートルのしぼりがない。自分の家は計画地から300メートル以内に位置するが行政区が北片の隣の亀和田であり、発言の機会もなく相手にされていない。そもそもなぜ、300メートルと決めたのか、工業専用地域でもその他でも影響の程度は同じでないか。指導要綱の考え方に疑念がある。要綱を作るのであれば県民の声を聞いて作って欲しかった。

赤田工業団地は、他の県で作った工業団地と違い中間処理施設ができることを想定した作りになっていない。道路一つ隔てて、農地になっている。事業者についても非常に不安がある。

(知事)

県指導要綱に定める300メートルについては、これから産廃行政を進めていく上で拡大するべきかどうか検討していきたいと思います。

工業団地の造成は、これまで行政の判断や地元の要望で作られてきましたが、工業団地は都市計画法上の用途地域として、基本的には工業専用地域などとなるので、法的に中間処理施設ができることとなります。しかし、法的には可能でも住民の合意が得られないものが増えています。

いままでの都市計画行政は、工業専用地域を定めるに当たり中間処理施設が入ってくることを認めるのか否かを議論しないで指定してきました。那須塩原市内の工業団地は、赤田、四区、井口、関谷ほか那須塩原市の3団地や県企業局が分譲した東那須産業団地も予約を含め売り切れとなっています。

これからは、工業団地の造成をする場合には、中間処理施設を認めるかどうか、地元の意見をお聴きして、工業団地は認めるが中間処理施設はだめだといった縛りをかけていくこともやっていたいかなければならないと思います。

しかし、いままでの所は地区計画などで規制されていないことから、土地を買った業者が申請を出してくるわけです。

工業専用地域では、県の指導要綱では環境保全協定は必要ありませんが、計画については、地元の理解を得ながら進めるよう、県として地元との調整を指導しているところです。

#### (4)産業廃棄物処理施設について3

先ほど、土地を売った人が産廃の原因のような話があったが、地元で迷惑をしているのは売った人ではなく、売った人の周囲に住む人であると認識してほしい。

また、地元で環境保全協定が結ばれなければ、処分場施設の建設申請が受理されないと理解していいのか。

#### (知事)

地主の方には、土地を売らないようお願いしたい。また、周辺住民の方へは、そのことによって生じる生活の不安などにつきまして、市と連携して対処していきたいと思います。

また、心配が起こらないように、現在、窓口での土地利用に対する事前規制等の対応策を市と研究しているところです。

#### (5)産業廃棄物処理施設について4

那須塩原市には今後の計画を含め産廃処分場が180カ所あると言われている。これらの処分場からさまざまな環境問題が起こり、生活用水・農業用水として利用している那須疎水まで汚染されている状況である。私達は、水源保全条例の制定を県に要望しているがその後どうなっているのか。

また、このように多くの処分場があることに對し、県は総量規制の対策を取ろうとしているのか。

去る8月に、千葉県の旭市の産廃最終処分場訴訟で、千葉県が設置許可した業者の経理的基礎の審査が不十分であったとして、千葉地裁が許可取り消しを命じる判決がでた。青木地区に建設予定の最終処分場業者は、資本金1千万円程度の業者であると聞く。そのような規模で、28万平方メートル以上で100年持つという施設をつくる計画である。ホームページを見ると、当該業者は県の優良産廃業者になっていないようである。今回1/3に規模縮小して届け出たが、それでも旭市の処分場より大きい施設であり、県は、十分な調査をしたうえで申請を受理したのか疑問であり、不十分であったと思う。地元で環境保全協定を結ばないと県は受理しないと、住民の建設反対運動を起こすような県政ではなく、県の責任として、住民を守るための県政としてやるべきことがあるのではないか。

(知事)

水源保全のあり方と総量をどう規制していくかについてですが、今回の件で要望等を受けたことを機に、条例でどのように対応できるのかなど検討をしている状況でありますので、ここで明確な判断をできる状況には至っておりません。

ご指摘のありました施設につきましては、条例に基づく環境アセスメントを要さない面積に事業規模を縮小した旨の届け出がされました。今後は、廃棄物処理施設設置に係る事前協議での審査をしていくこととなりますが、今お話しのありました千葉県の判決では、資力の部分が大きく取り上げられたということですので、当然その部分について、提出された書類以外にも十分調査や意見聴取を行い、重要な判断の一つとして取り扱っていきたいと思います。

#### (6)産業廃棄物処理施設について5

1. 現在、酪農と野菜で生計をたてている。自分の住む地区に中間処理施設として焼却処分場の建設が予定されている。農産物や生乳はイメージが大切であり、近くに焼却施設が出来ると、この地で生活していけなくなると思う。それを知事も感じてほしい。

2. 私の住んでいる戸田地区は、酪農や野菜などを営む農家が多く、自然豊かで御用邸の玄関口でもある。しかし、ここ数年周辺にいくつもの産廃施設ができているのに、今年の1月にも中間処理施設の建設の話が出てきた。我々の生活や命がかかっているのに、戸田地区住民は一丸となって、これ以上の施設建設には反対をしている。

(知事)

多くの方々から、行政の手ぬるさをご指摘頂きました。国に対して物を言い、市と連携しながら、お互いの役割分担を早急に区分して対応していきたいと思えます。地域の皆さんがこのように、時間や命をかけることを憂い、残念なことであると思えます。今後は、ピッチをあげて窓口での規制などできるよう、さらに真剣に対処してまいります。

(7) 産業廃棄物処理施設について6

私は、那須地域の環境対策連絡協議会で役員をしているが、戸田地区、赤田地区、青木地区住民総出で、産廃施設建設反対の活動をしている。本日は、各地区住民の生の声を、那須塩原市の市民や知事に聴いてもらいたいと思い、仲間と参加した。

産廃施設の計画に際して、地域での協定がでなければ許可は見合わせるような話があったが、各地域で協定を結ばないことが、建設阻止の有効な手段と言うことになるのか。

(知事)

保全協定についての地元の対応を明確にして頂きたい、というのが主旨です。他力本願になるかもしれませんが、地元の意志が明確になったものには、私も決意を持って臨みたいと思います。

### 3 県の取組状況等

#### (4)産業廃棄物処理施設について3

- ・産業廃棄物処理施設の設置については、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づき、県との事前協議を義務づけています。
- ・事前協議においては、関係地域内の自治会と環境保全協定を締結すること等を義務付けており、事業者に対しては環境保全協定の締結を指導しております。
- ・指導要綱に基づく事前協議が終了していないにもかかわらず、仮に、設置許可申請書が提出された場合、その受理については、県の行政指導である事前協議制度と廃棄物処理法や行政手続法などの法令との関係等を総合的に勘案して、慎重に対応することになります。

#### 【環境森林部 廃棄物対策課】

#### (5)産業廃棄物処理施設について4

水源保全条例については、水源保全地域の指定や指定地域内における最終処分場の立地規制等により、水源地域の保全を図るものと考えられますが、条例化には、水源地域の範囲指定のあり方、土地所有者の財産権の問題などの課題があります。

このため、他県の取組状況などについて幅広く調査・研究していく考えであり、当面は、水環境保全計画の着実な推進や関係法令等の適正な運用に努めていきたいと考えています。

水環境保全計画

<http://www.pref.tochigi.jp/kankyoseisaku/home/keikaku/archive/waterplan/honpen/>

#### 【環境森林部 環境保全課】

#### (7)産業廃棄物処理施設について6

指導要綱においては、関係地域内の自治会との環境保全協定の締結が必要とされる場合に、当該協定が締結されない限り、県が事前協議を終了することはありません。

#### 【環境森林部 廃棄物対策課】

(10)とちぎの元気な森づくり県民税等について

税込及び税による事業は、10年間で総額80億円と見込んでおりますが、条例施行後5年経過時において、施行状況、社会経済情勢の変化による見直しをすることとしています。

**【環境森林部 環境森林政策課】**

**【お問い合わせ】** 県民生活部広報課広聴担当 TEL028-623-2158